



Trade Mark

商標

三好内外国特許事務所 須永 浩子◇弁理士

親会社が「グループ企業を代表するロゴマーク」を商標登録しています。子会社を出願人として、「同ロゴマークを含んだ商標」を権利化することは可能でしょうか？

(静岡県 T. K)

1. 質問への回答



可能です。ただし、いくつか書類の提出が必要になります。

本件については、特許庁の取り扱いが審査基準の改訂とともに変わってきていますので、順を追ってご紹介いたします。

2. 平成29年3月31日以前

商標法4条1項11号は、商品または役務の出所の混同を防止するため、同一または類似の商品／役務に使用する同一または類似の商標は登録を認めない旨規定しています。

この規定は、出願人などがグループ企業同士、親会社・子会社の場合でも適用されるため、出願人と引用商標権者の住所および名称が完全に同一でない限り、同号が適用され登録は認められませんでした。

3. 平成29年4月1日以降

「商標審査基準」が改訂され（第13版）、出願人と引用商標権者に支配関係がある場合には、①一方が他方の支配下にあることを主張し、②出願に係る商標が登録を受けることについて引

用商標権者が了承している旨の証拠を提出すれば、同号に該当しないものとして扱われることになりました。

これにより、一定条件の下、グループ企業を代表するようなロゴマークを含んだ商標を、同一の企業名義でなくても登録できることになり、利便性が高まったといえます。

しかし、一方で、出願人と引用商標権者の間には支配関係が要求されることから、例えば子会社同士では適用できないという問題は依然として残ったままでした。

4. 令和8年4月1日以降

「商標審査基準」が改訂され（第17版）、令和6年に導入されたコンセント制度に関連して、以下の場合、出所の混同を生ずるおそれがないと判断できる旨が明確化されました（4条4項）。

・出願人と先行登録商標権者に支配関係等がある場合は、「出所の混同のおそれ」がないものとして取り扱う。

・両商標が使用される商品または役務の出所が実質的に同一である場合は、「出所の混同のおそれ」がないと判断する。

この改訂により、出願人と先行登録権者の間に支配関係がある場合には、コンセント制度を利用して登録できるようになりました。

そして「商標審査便覧」によると、「支配下にあること」を立証するにあたって出願人は、会社法上の「子会社」またはこれに相当するものであることを証明する書類（有価証券報告書・法人税確定申告書別表2（同族会社等の判定に関する明細書）・株主名簿・会社案内等）を提出することが求められます。

また、出願人と引用商標権者がいわゆる兄弟会社に該当する場合も、両者がいずれも同一の会社の会社法上の「子会社」であれば、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱われる旨も明記されています。

5. おわりに

令和8年の「商標審査基準」の改訂により、今までは対象外であった兄弟会社同士でも、前述の要件を満たせば、登録できることが明確化され、より利便性が高まりました。これにより、今後、コンセント制度の利用が増加するものと予想されます。